

第百六十八回国

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第四号

平成十九年十二月二十日(木曜日)

午後二時三十分開会

委員の異動

十二月十九日

辞任

増子 輝彦君
森田 高君
牧野たかお君
井上 哲士君

補欠選任

川合 孝典君
梅村 聡君
西田 昌司君
仁比 聡平君

十二月二十日

辞任

辻 泰弘君
浜田 昌良君

補欠選任

轟木 利治君
渡辺 孝男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

池口 修次君

中村 哲治君
福山 哲郎君
柳田 稔君
川口 順子君
西島 英利君
松村 龍二君
荒木 清寛君

委員

足立 信也君
梅村 聡君
大江 康弘君
大河原雅子君
川合 孝典君
行田 邦子君
佐藤 泰介君
谷 博之君
千葉 景子君

衆議院議員

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

国務大臣
総務大臣
事務局長
常任委員会専門員
常任委員会専門員

大田 善徳君
増田 寛也君
高山 達郎君
田中 英明君

政府参考人

総務省自治行政局選挙部長 久元 喜造君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(池口修次君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、森田高君、井上哲士君、牧野たかお君及び増子輝彦君が委員を辞任され、その補欠として梅村聡君、仁比聡平君、西田昌司君及び川合孝典君が選任されました。

また、本日、辻泰弘君及び浜田昌良君が委員を辞任され、その補欠として轟木利治君及び渡辺孝男君が選任されました。

○委員長(池口修次君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

政治資金規正法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、必要に応じ政府参考人の出席を求めることとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なしと認むる者あり〕
○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(池口修次君) 政治資金規正法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正

正に関する特別委員長棚橋泰文君から趣旨説明を聴取いたします。棚橋泰文君。
○衆議院議員(棚橋泰文君) ただいま議題となりました法律案につきまして、趣旨及び内容を御説明いたします。

本案は、政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、国会議員関係政治団体に係る収支報告等について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、支出の明細を記載する金額の引下げ、少額領収書の公開等に関する特例制度を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国会議員関係政治団体の定義についてであります。

国会議員関係政治団体とは、政党、政治資金団体及び政策研究団体以外の政治団体で、一、国会議員又は国会議員になろうとする者が代表者であるもの、二、租税特別措置法に規定する寄附金控除適用政治団体のうち、国会議員若しくは国会議員になろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするものであります。

なお、政党の支部であつて、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員又は国会議員になろうとする者が代表者であるものは、国会議員関係政治団体とみなすこととしております。

また、これらの国会議員関係政治団体は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に届け出るものとしております。

第二に、国会議員関係政治団体に係る領収書等の徴収、収支報告書の記載、提出等の特例の創設であります。

国会議員関係政治団体は、すべての支出について領収書等を徴収しなければならないこととして

おります。また、人件費を除く経費で一件一万円を超える支出について、収支報告書に支出の明細を記載し、領収書の写しを添付しなければならぬこととしております。

また、収支報告書の提出に際し、登録政治資金監査人の監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出しなければならないこととしております。

第三に、登録政治資金監査人制度の創設であります。

弁護士、公認会計士又は税理士は、登録を受け、登録政治資金監査人となることができることとし、研修を修了した後、政治資金監査の業務ができることとしております。なお、登録政治資金監査人による監査報告書の虚偽記載に対しては、罰則を設けることとしております。

第四に、政治資金適正化委員会の設置であります。

学識経験者の中から国会の議決による指名に基づいて任命する委員五人によって構成する政治資金適正化委員会を総務省に設置し、収支報告書の記載方法に係る基本方針の策定、収支報告書の政治資金監査マニュアルの作成、登録政治資金監査人の登録、研修等の業務を行わせることとしております。

第五に、一万円以下の少額領収書等についての新たな公開制度についてであります。

国会議員関係政治団体について、収支報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る人件費を除く支出のうち、一件一万円以下の支出に係る領収書等の写しの開示を請求することができるものとしております。

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公序良俗に反すると認められる場合を除き、国会議員関係政治団体に対し、当該請求に係る少額領収書等の写しの提出を命ずることとしております。

第六に、収支報告書の写しの交付請求等についてであります。

現行では収支報告書は閲覧のみが認められていますが、これに加えて、写しの交付を認めることとしております。また、収支報告書に併せて提出された領収書等の写しについて、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会に保存義務を課することとしております。なお、収支報告書の要旨の公表又はインターネット等による収支報告書の公表を毎年十一月三十日までに行うこととしております。

第七に、施行期日等であります。

この法律は平成二十年一月一日から施行することとしております。

この今回の法改正でございますが、六党間の協議をなさったと、その過程の中で、私どもも関係者、参加をさせていただいた場面もございましたので、そうした中で、今先生からお話ございました点、いろいろ御意見があったということは聞いております。全体として政治資金の透明性の確保が大変重要であると思っております。

また、国会議員関係政治団体に係る特例制度の実施後、三年を目途として、対象政治団体の範囲の拡大等について検討を加えることとしております。

今先生がお話ございました点、総務省に一元化するということになりますと、地域レベルで、今地域の選挙に行っているものが見られなくなるということでいいのかなとか、あるいは、いや、それはインターネットでやれば両方で見れるとか、いろいろな議論があったというふうにお聞きしていますし、行政コストの問題というのも今後いろいろ考えなければいけない問題もあるだろう。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

多々いろいろな問題、課題があると思いますが、私どもも十分勉強しておきたいと思っております。また、こうした問題はやはり各党各会派間の御議論というのが大変重要でございますので、また先生方の御指導をいただきながら、私どももそうしたものを生かしていきたいと考えております。

○委員長(池口修次君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○中村哲治君 民主党・新緑風会・日本の中村哲治です。

まず第一に、収支報告書の連結についてお尋ねをいたします。

○中村哲治君 確かに、連結といっても複数の政治家を推薦しているような政治団体の場合はどうするのかな等の実務的に検討しなくてはならない課題はたくさんあると思います。そういったことも私たちが積極的に話し合いながら、できるだけ早く総務省としても検討をしていただきたいと思います。

は、政治家が持つている政治団体の収支を連結をしなければ実際は分かりません。企業でも親会社と子会社の財務諸表を連結しなければ企業活動の全体像が見えないのは明白であります。例えば、国会議員関係政治団体の収支を政治家ごとに連結させることも将来には検討すべきだと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

○国務大臣(増田寛也君) お答えを申し上げます。

次に、政治団体の支出の在り方についてでございます。

例えば、秘書に二十万円、三十万円などまとまったお金を渡して、それで秘書から領収書を受け取る、その秘書は受け取ったお金を政治活動に関係する費用に使う。このような場合、政治資金収支報告書に記載されるのは秘書の名前と金額で、実際に政治資金がどのように使われたか明らかではないということになります。現状はこのような記載方法は認められているのでしょうか。もし認められていないとすれば、政治資金支出の透明化のためにこのような記載方法は認められないようにすべきだと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

○国務大臣(増田寛也君) お答え申し上げます。

が、ただいまのケースのような場合、いろいろ過去からも判断が分かれる場合があったようにございますけれども、この支出の相手方について、政治団体の収支をすべて公表し国民の判断にゆだねようとするのがこの制度の趣旨なものですから、その趣旨からいいますと、当該支出を受けた金銭等を自らの責任と判断で処理し得る立場にある者であるということ、このことを要すると、こういうふうな総務省の方でも解しているところがございます。すなわち、相手の方が自分の責任と判断で処理し得る立場である者かどうかということに渡すという、そういう立場であってはいけないと。そういうところでこの判断は分けていたというふうでございます。

したがって、ただいまの場合、御指摘の秘書が支出を受けた金銭等を自らの責任と判断で処理し得る立場にある者に該当するか否かということと、その点を判断することによってそれに当たるかどうかというのは異なってくると、こういうことでございます。

○中村哲治君 そうすれば、例えばこれが秘書ではなくて政党の役員の場合などはいかがでしょうか。

か。各党の幹事長等、また支部の代表者等、そのような、恐らくこういう政治家は自らの責任と判断で支出を決めると思いますが、このような場合いかがでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 自らの責任と判断で処理し得る立場の者に交付するということは、そこから先の支出はそうした立場にある者の責任において判断が加えられ得るものということでございまして、これは単なるトンネルとは言い難いということ、そういったものはこれは許されると、こういうことでございます。

それで、個別具体的に、したがって、今御指摘の秘書が個別具体の判断にならなければいけないというふうに考えております。御指摘の秘書が……

○中村哲治君 秘書じゃなくて、政党の役員とか。

○国務大臣(増田寛也君) ああ、失礼。政党の役員の場合ですか。

いずれにしても、今の関係につきましましては、その相手の方が自らの責任と判断で処理し得る立場にある者であるかどうかということでございまして、その役員という方がそういうことが可能かどうかということとを判断することになるものでございます。

○中村哲治君 いや、今の答弁は非常に問題があると思います。今までの慣例がまあこれでいいのではありませんかという総務省の答弁なわけですが、ただ本心に、これは国会議員の皆さん考えていただきたいんですけれども、例えば自分で自らの責任と判断できる立場である人に渡せば、もうその後の使い道は政治資金規正法上追うことができないともいいということになるのであれば、これは透明性の確保というのがなかなか難しいと言わざるを得ないと思います。

ここは総務省の見解がそうであったということですが、この点につきましては確認が取れませんでしたので次に進みたいと思います。私は変えなくちゃいけないと思っています。(発言する者あり)

○委員長(池口修次君) ちよつと訂正かどうかも分りませんから。

じゃ、増田総務大臣。

○国務大臣(増田寛也君) 更に詳しく申し上げますと、現行の政治資金規正法で御承知のとおり「支出」ということが規定されているわけですが、この支出とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付」と、このように定義をされておりまして、この最後の「交付」といいますものは、他の者に供与させるために仲介者に金品等の所有を移転するということ、このように解されておりまして、例えば、政治団体からその代表者である政治家個人に政治資金を渡すということもこの支出に該当し得ると、こういうことでございます。

○中村哲治君 今、より詳しく答弁していただいたんですけど、よりはっきりと問題点が明らかになったということでございまして、政治家に渡せばその先のことは追えなくても適法だというのが今の法律の中身になっているということですので、これはより透明化することが必要であるということは一言確認をさせていただきたいと思っております。

このような問題もあるんですが、もう一つの抜け穴が考えられます。政治資金、関係団体の支出を明らかにしたくない場合には、お金集めは国会議員関係政治団体で集める、しかし支出については、他の政治団体に寄附をしてそこで支出をすれば今回の法改正の対象にはならないと考えられます。

このような抜け道をふさぐ方策を考える必要があると思いますが、総務大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) この点について、六党間の協議の過程において、どのような方策がいいのかという御議論があったというふうにも聞いているところでございます。

それで、国会議員関係政治団体に限らず、すべての政治団体を対象とすべきという御意見もあつ

たようでございますし、それから政治団体間の寄附の問題についてもいろいろ御議論あったというふうにも聞いてございますが、この寄附の関係につきましては平成十七年に改正が行われているんですけれども、そのときに、その他の政治団体間の寄附について五千万円の個別制限が設けられているところ、でございます。これを抜本的に制限するかどうかというのは政治活動の基本論点ということ、でございますので、この点について各党各会派において御議論いただく必要があるかと、このように考えているところでございます。

○中村哲治君 今の答弁を反対側から考えると、今答弁あったように五千万円の個別制限はあるということですが、五千万円の個別制限の範囲内であればこれ抜け道はほとんどできるということなんでしょう。大体、五千万円ごとに分けたら自由に使えるようなことができるような方法が、抜け道と言わなくて何と言えのかということも確認させていただきたいと思っております。

次に、対象団体についてでございます。今回の法改正では国会議員関係政治団体が対象になっております。法案では三年をめどに対象団体の拡大について検討するとありますけれども、拡大の対象となり得るのは具体的にどんな政治団体でしょうか。政党の職域支部、首長の政治団体などが考えられますが、総務大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) お答え申し上げます。この対象となる団体の範囲でございまして、これは、やはり国会議員の皆さん方が対象となつて、地方政治家、特に、私もかつて知事をしてございましてけれども、そうした地方で大きな権限を持つている知事が対象すべきと、こういう一つの考え方であろうというふうに私も思います。

そういったことも含めて、地方政治家などをどういった形で今後考えていけばいいのかということとは、もちろん各党各会派の御議論というのは重要でございますし、また地方公共団体の首長、市長さん、あるいは議員の皆さん方の御意見

などを聴くという、そういうことも大変重要だろうと思います。

私も、今申し上げましたようなことは私個人の考え方ということでございまして、ちょうど三年後の見直しということがあるようでございまして、そうした地方公共団体の関係の点についても含めて改めて国民的な御議論をいただくということ、を私どもも期待をしているところでございまして。

○中村哲治君 次に、法改正に伴う費用についてお聞きします。

必要な費用は十三億円の見込みと法案に記載されております。また、必要な人員について新たに百名程度を見込んでいられると聞きます。この百名はどのような業務を行うことを想定しているのでしょうか、総務大臣に伺います。

○国務大臣(増田寛也君) この百名という数字でございまして、今回のこの制度改正に伴いまして必要となる人員体制について、これは一定の仮定を置いた上で、いずれにしてもお尋ねがございましたので私どもの方で試算をしたわけでございまして、収支報告書の形式審査などや情報公開対応の業務に対応するために、別途可能な限り賃金職員等も活用してございまして、しかし、それ以外にも少なくとも約百人程度の人員体制が必要となると、大変膨大なものが出てくるということが予測されますので、そういうことで約百人程度の人員体制が必要となると、そういうことを申し上げたところでございます。

○中村哲治君 国会議員関係団体の収支報告書や一千万円以上の領収書が提出されるのは平成二十二年からでございます。対象が平成二十一年分の収支報告書ということだからでございます。だから、最初は何の程度の作業量かははっきり分らないはず。だから、いきなり百人配置するのはなく、段階的に人員配置を行い、できるだけコストを削減して少ない人員費用でやるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) ただいま御指摘をいた

できました点については、特にコストをできるだけ削減、あるいは合理化する努力というものが大変大事だと私も考えてございます。

したがって、それぞれの業務が生じる時期を見据えてやはり段階的に体制を整えると、一番最初に例の委員会の事務局というのが出てくるわけですが、その後、スケジュールに沿って私どもも必要最小限という心構えで、しかし法律の執行には万全に備えるということで、これは段階的にいろいろ体制を整えていきたい、このように考えております。

○中村哲治君 次に、収支報告書の申請と公開について伺います。

総務省がインターネット上で公開している収支報告書は現在、保存、印刷ができない仕組みとなっております。改正後はインターネット上で公開されている収支報告書も印刷できるようにするのか、確認をさせていただきます。

○国務大臣(増田寛也君) 今回の法案の中では、これまでの閲覧に加えまして写しの交付ということが規定をされたわけでございますので、今回の法案が成立をして関係条文が施行された後におきましては、こうした収支報告書のインターネット公表において印刷ができますように運用を見直していく予定でございます。

○中村哲治君 収支報告書がインターネット上で公開されているのは、総務省分だけなのですが、地方選管分についてもインターネット上で公開すべきだと考えます。見解と促進策をお答えください。総務大臣、よろしくお願いします。

○国務大臣(増田寛也君) このインターネット公表につきましては、今お話ございましたとおり、都道府県の方ではなかなか進んでいないわけですが、わざわざ現在印刷ができない設計にするためにそうしたわざわざ追加コストを掛けているといったようなことも、どうも都道府県選管でそれが進んでいない原因のようでございます。ですから、今回、法案の方で関係条文、先ほど御質問いただきましたようにあえて印刷ができない設計にする必要がなくなっているわけでございまして、今後、やはり今回の法案の趣旨にかながみまして、こういう追加的なコストも掛かりませんし、私どももこうした都道府県によく周知徹底をして、そして今後積極的に対応できるように私どももよく要請をしていきたいと考えております。

○中村哲治君 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書等を電子申請で提出するように努めるものと法案に書かれております。

現在、五千団体ほどそういった団体があると言われておりますけれども、現状どれぐらいの政治団体が電子申請をしているのか。また、電子申請が低調な場合はその理由等をお聞かせください。

○国務大臣(増田寛也君) 今年の十一月一日現在の数字でございしますが、収支報告書等がオンラインにより提出をされた件数、二十七件でございまして、その内訳が届出五件、収支報告書二十二件と、こういうことでございます。そして、そのうち、今回の法案で位置づけられている国会議員関係政治団体に該当する政治団体の利用はない、これが現在の状況でございます。

これ、いろいろ理由はあるんだろうと思いますが、現行のオンラインシステムについては、収支報告書の提出等に当たって必ず都道府県選管を経由するということになっていくわけでございまして、今度はそこが都道府県選管とオンラインシステムに接続してないといったようなところが多いわけでございまして、そんなことも原因をしているんじゃないかと思っております。

法案が成立いたしましたら、総務省としてはこうした新たな規定の趣旨というものを受けまして、システムのまず改修を行う、それからソフトの開発を行って、こうしたオンラインシステムの利用率向上に努めていきたい、このように考えております。

○中村哲治君 今回の政治資金規正法の改正については、今年から、もう初めから国会で政治と金の問題がどんどん噴き出してきたことが経緯としてあります。

今国会でも、十月十六日の予算委員会において、石井一参議院議員が福本潤一前参議院議員の参考人招致を求めているところでございまして。政治倫理、また政治と金を扱うのがこの委員会です。私はこの委員会においても福本氏から参考人としての意見を伺う必要があると考えます。福本潤一氏の当委員会での参考人招致を求めます。

○委員長(池口修次君) 後刻理事会で協議いたします。

○中村哲治君 後刻検討していただくということですので、質問を終わります。(発言する者あり)

○委員長(池口修次君) 後刻理事会で協議いたします。

○西島英利君 政治資金規正法の今回の法案審査でございしますが、今の法律と関係ない、この法案審査と関係ないと思っております。ですから、これに対してはやはりきちんとした抗議をさせていただきたいというふうに思っています。

ところで、今回、この法案を作るに当たって与野党でかなりの大きな違いがあったと思うんですが、それをずっと今まで詰めてこられて、よくこういう形でまとまったということ、これは非常に意義深いものだというふうに私自身思っております。

今後、こういう形での与野党協議というのはやっぱり積極的にやっていかないと、この点などというふうな思っているんですが、この点をどう思われるのか、棚橋委員長にお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(棚橋泰文君) お答えをいたします。

西島委員の御指摘と私、全く同感でございます。この問題につきましては、当初は各党の御見解に相違があったというふうに理解しておりますが、六党の国対委員長会談、それからその下に設けていただきましたワーキングチームで大変精力的に、なおかつ真摯に議論していただいてこの改正案が提出できることになったということでありまして、政治に対する国民の皆様方の信頼にかかわる問題について各党間の協議を重ねた上で、政党というその枠組みにこだわることなく成案を得て、こういう形で持ってきたというのは私は非常に大変重要な、しかも今後のモデルケースになる、西島委員の全く御指摘どおりと思っております。

○西島英利君 それで、非常に意義深いものだというのを今申し上げたところでございますが、ただ、今回のこの一連の議論をずっと見ておりますと、やはり国会議員に対する信頼ってこんなふうになら落ちてきているのかなと非常に寂しい思いも実はしたところでございます。

そういう意味で、この法が改正されたところから国民への信頼をどう得ていくのか、何か御対応のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○衆議院議員(石田真敏君) 西島議員にお答えをさせていただきます。西島議員に御答えて、今おっしゃられたとおりでございます。大変国民の皆さんの不信の中で今回六党で協議をさせていただいたわけでありますが、何といたしまして、政治団体の支出に係る収支報告書、まず適正でなければいけないということでございます。それから透明性を向上させる。そういう中で、どういう形がいいかということで制度設計をいろいろと検討したわけでございます。

今回、第三者のチェックですね、それから解釈についても統一的な解釈をしよう、そういう意味の制度設計ができたわけでございまして、この新しい制度にのっとって適切に収支報告をきちっとやっていく、その積み重ねの中で国民の信頼を回復できるものと思っております。

○西島英利君 結局は、まず我々国会議員一人一人が、この法の意義といたしますか、これをしっかりと受け止めてやはりきちんとした収支報告を出していくことが重要なことであろうというふうに私自身も思っているところでもござい

す。

ところで、先ほど対象団体のお話が出まして、今後とも対象団体のように拡大していくのかということも非常に重要な部分でもございますけれども、ただ、今回の議論の中で事務処理が非常に増大するんじゃないか、それから政治活動の自由がかなり妨げられるのではないかとというような議論もあったかというふうには思います。それについて御見解があればお聞かせいただきたいと思います。

○衆議院議員(野田佳彦君) 委員の御指摘のとおり、対象団体については本当にかなり時間を掛けた議論がございました。

当初、私も民主党とそれから共産党、社民党はすべての政治団体を対象にということだったんですが、御指摘のあったとおり、事務処理の拡大、行政コスト、政治活動の自由、こういう観点から絞り込みをすべきだろうと、そういうところで合意形成を図ろうとしたんですが、今回は事務費であるとか光熱水費とか国会議員周りの政治団体がいわゆる不祥事が起こったわけですから、国会議員関係団体からスタートをしようということとで合意ができましたが、やはりそうはいっても、知事、あるいは少なくとも政令市の市長、許可を持つて人事があつて予算を持っているという人たちが本気でお金を集めようとするれば、国会議員以上にお金を集めて、そこに不適切な支出が起る可能性も十分あるわけで、当然のことながら次の見直しの段階ではこうした首長や地方議員も含めて対象の拡大をしていく方向でいきたいと、いくべきだろうと思います。

なお、その事務処理の拡大についてなんですけれども、来春に創設される政治資金適正化委員会、収支報告書の記載要領の見直し、収支報告書の作成支援ソフトの普及、収支報告書の提出手続の電子化等、こういうコストを削減、負担を削減することも御検討いただきますので、そのことと相まって対象の団体を拡大をしていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○西島英利君 公開基準につきましてもいろんな議論があつたというふう聞いております。一万円以下の領収書の公開について、これも大変な議論があつたわけでございますけれども、その取扱いがいろんな経過の中でかなり変更になつてきた、そして、こういう法案になつたということではございますが、それに対しての何かお考えがあればお教えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(大口善徳君) 一万円以下の領収書の公開につきまして取扱いが変更されたわけでございますけれども、これにつきましては、とにかく公開はしっかりやっていこうと、すべての支出について公開していこうと、これはもう大原則でございます。もう一つは、例えばすべての、支出すべてについて例えば総務省とか選挙にその領収書の写しをお出しするという場合、やはり非常にいろんな面での人的、物的なコストが掛かると。

そこで、まず、どこで線を引くかということでは、まずは一万円超につきましては、とにかくこれは選挙あるいは総務省に届出をする。で、その領収書の写し、これもすべて届け出ると。そして、情報公開につきましては情報公開法に基づいてあるいは情報公開条例に基づいてきちっと公開をする、こういうことをやる。そして、一万円以下につきましては、これも原則すべて公開にする。ただし保管は、これは各政治団体が保管をしていただく。そして、総務省あるいは選挙に何人もそれを請求することができるといふこと、原則公開、そして権利濫用とか公序良俗といううなことが、という場合にだけそれが制限される。では、その何といふか指針は、基準は、この政治資金適正化委員会においてきちっとこれは指針を作ると。

こういうことでございまして、一万円超と一万円以下のこれ区別というのは、やはり行政コストという観点からは一番大きかったということとありますけれども、ただ一万円以下につきましても情報公開法に準じてきちっとやらせていただく

と、こういうことでございます。

○西島英利君 もう一つの問題は政治資金適正化委員会のことでございまして、最初、これは国会議員を対象にしてスタートするということとでございましたので、私自身これは国会の中にこの委員会を置くのかというふうになつてたわけですが、総務省に置くということになつたわけでございますけれども、総務省に置くことになつた理由がございましたらお教えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(石田眞敏君) 委員御指摘の政治的な中立性、あるいは国会議員にかかわる問題、そういうことから考えますと、国会に置くという御指摘、そのとおりなんだろうというふう思うわけですが、けれども、委員会の制度についていろいろ議論していく中で一定の行政事務を行うといううなこともございまして、そうなるまいりますと、立法機関である国会の附属機関ということには少しなじまない組織になつてくるのではないかなといううなこともございましたし、その委員会が所掌いたします事務といたしましては、政治資金の透明性の確保ということを重点に置いてずっとやって、考えられておりますので、そういうことからいたしますと、従前から収支報告書の公開あるいはその他政治資金にかかわる事務を行つていた総務省に設置するのが適切ではないかということでございます。

それからもう一点、将来の対象団体が拡大をいたしました場合には国会議員に限らないということにもなりますので、そういう意味から総務省に設置することになつたわけでございます。

○西島英利君 せっかくいろいろな御議論の中で作られたこの改正案でございます。成立した後は国民に対してしっかり理解を求める活動、これをしたいかなきやいけないうふう思うに思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○荒木清寛君 今国会での政治資金規正法改正に向けまして、公明党は与野党合意をリードすべく

闘つてまいりました。今回の法案はそうした与野党協議の結果でございますが、全党賛成ということにはなりませんでしたが、その成果としてこの提案をされておるわけでありまして、こうした改正案、またこの特別委員会の場を政争の具とするうなことがあつては断じてならない、このように申し上げまして、また委員長におかれましては、引き続き公正中立な運営をされることを要請いたします。

そこで、まず提案者、委員長にお尋ねいたしますが、今回の改正は国会議員関係政治団体につきまして人件費を除くすべての支出の領収書を公開をし、また第三者の監査を義務付けるという内容でありますので、大きな前進である、このように考えます。しかしながら、この政治資金規正法につきましては、とかくざる法であるといううな指摘が前から絶えなかつたわけでございまして、今後はそうしたことがないように我々の努力でしなければならぬわけであります。提案者の見解を求めます。

○衆議院議員(大口善徳君) まず、荒木議員からこの法案の経緯について御説明がございました。

私も、まず自民党と公明党で大体六日間、七回にわたつて自公の協議をいたしました。そして、すべての支出について公開するというこの基本合意をいたしました。そして、この問題は、これは政治と金の、そしてこの透明性、公開性の問題というのはすべての国会議員共通の課題であつて、これをきちつとやらなければ国民の信頼を得ることはできない、こういう基本認識に立ちまして、これは六党で協議をいたしましていうことで、六党の国会対策委員長の下にワーキングチーム等をつくりました。

そして、そこに六党が実務者集まりまして、そして八回、二時間半に及ぶこともあつたわけですが、やはりこれが骨抜きになつたりあるいは抜け道があつたり、生じないようにどうするか、本当に議論しました。

そして、まず対象団体につきましては、今回いろいろ事務所費の問題ですとか光熱水費の問題とか、国会議員のこの政治団体について非常に国民から非難を受けた、まずここをきっちりやろうということ、今回の対象団体にしたわけであります。

そして、このすべての支出の公開、これにつきましては、一万円超とまた一万円以下とその取扱いは違いますが、すべて原則公開という形で、明確にこの公開性を高めたということでございます。もちろん、いろいろ御指摘があった点につきましては我々の議論の中でもございましたけれども、まずは国会議員、政治団体ということでやらしていただくわけでございます。

首長の問題をどうするか、あるいは政党支部の、今回はいわゆる選挙区支部ということでございますけれども、こういうものについての拡大ということも、これは三年間しっかり施行しまして、そしてその状況を見てやっていくということとでございます。

いずれにしても、私も本場にまじめに、この問題は国会議員の問題として大事だということ、本場にもうここに今日出席の提案者の方も一生懸命すべてもうなげうってこれに掛かり切りでやったということなんです。ですから、それを冒瀆するようなそういう、これを政局にしようという、この場合、この神聖な場をそういう政局に使うような、こういうことは私は許されないと、こう思っております。

○荒木清寛君 詳細な答弁ありがとうございます。それでは次に、領収書の公開基準につきましてお尋ねいたします。

今も答弁にありましたように、一万円超と一万円以下で分けたわけですね。特に若干危惧しますのは、一万円以下については政治団体自身が保管をし、請求があれば原則公開をする、これはいいんでありますけれども、権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に

該当すると認められるときはこの請求を、公開を拒否していいと、こういう規定になっているわけでありですね。これが本場に厳格に運用されればいいんでありますけれども、こういう抽象的な状況でありますので、これが非常に弾力的に運用されますと、正に骨抜きになるという可能性があります。

そこで、委員長、提案者にお尋ねしたいのは、どういふ場合がこういう例外的なケースになるのか、また、そういうこともそもそも法律できちんと決めておいて明確性を担保するという方法はなかったのか、この点についてお尋ねいたします。

○衆議院議員（石田真敏君） 委員の御懸念もよく分かるわけでございますけれども、我々の議論では、原則は公開であるということでございます。その中にも、しかし、公開できない場合があるんではないかということの中でこういう文言を入れたせていただいたわけで、この具体的な指針については政治資金適正化委員会において今後議論されるということでございます。それは中立的な機関であるその委員会、この公開原則という趣旨を踏まえてその具体的指針を策定いただくことが適切ではないかという結論になったということとよろしく御理解いただきたいと思います。

○荒木清寛君 そうしますと、総務大臣にお尋ねいたしますが、この政治資金適正化委員会でのガイドラインの策定の在り方というのも非常に重要になると思います。これから審議するわけですから、第三者で審議されますので、何も決まっていないう、もちろん決まっていないうわけでありまうけれども、今のそうした原則公開の原則を骨抜きにしないためにどういふ姿勢でこのガイドラインの策定、その他に臨んでいかれるのか、これは適正化委員会を管轄する大臣にお尋ねします。

○国務大臣（増田寛也君） お答え申し上げますが、今先生の方からお話ございましたとおり、この六党間の協議におきまして、すべての支出を公開すると、この原則の下で今回の措置が講じら

れていると、こういうことでございますので、当然、この委員会が設置される具体的な指針についての検討が進められる、そういう際には、この法改正の趣旨ですとか今私が申し上げました経緯ですね、そういう全部公開するというこの経緯も踏まえて、この委員会の中でそれぞれの委員に御検討いただくことになる、こういうことでございます。

したがって、今議員の方からも御懸念の点もお話しございましたけれども、そうしたことのないような、そういったガイドラインをこちらの方で明示をいただくと、そういうことになるかと思

います。

○荒木清寛君 最後に大臣に、先ほどの答弁でも、今回の改正に伴いまして総務省のスタッフとしても百人程度体制を整えなければいけない、行革の中で人員の増強というのは大変でありますけれども、これはもう民主主義に必要なコストという決断でございます。

ただ、どのぐらいそうした経費が要するのかというところ、もう一つは、都道府県できちんとこうした業務の拡大に、今回の改正に伴う都道府県選管における業務の拡大に人員的に対応できるのか、お尋ねします。

○国務大臣（増田寛也君） ただいまのお尋ねでございますけれども、人員体制、賃金職員、別途活用しますが、それ以外にやはり百人程度の人員、それから委員会事務局として十五人程度、こういうことでございますが、そうしたことも含めて本法案の施行に要する経費でございますが、衆議院におきまして平年度約十三億円になる見込みと、このようにされているところでございます。

総務省として、こうしたことについて万全の準備を整えたいというふうには思っておりますが、もちろんコスト削減ということについては今後も最大限の努力をしたい。そして、特に今御指摘いただきました都道府県選管の関係でございますけれども、これにつきましては私どもの方で今回の制度改正の趣旨ですとか意義を十分御説明をしたい

と思います。そしてまた、これは各県の御事情それぞれあるわけでございますが、各選管で行われますコストの削減、合理化努力というものを個々に十分お願いをして工夫を凝らしていただくということ、それから、あと、私どもでもそうしたことに對していろいろお手伝いできる部分があるうかと思っております。そうしたことを行いつつ、総務省の体制それだけでなく、各都道府県における体制も万全に整えられるようにしてまいりたいと、このように考えております。

○荒木清寛君 終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

法案を拝見しまして、あいまいな点あるいは矛盾ではないのかというような疑問点を私多々感じているわけですが、時間の関係で、政治資金の監査、この意義に絞って提案者にお尋ねしたいと思

います。

法案十九条の十三第二項の各号の規定ぶりを拝見いたしますと、導入しようという監査人の責務は、帳簿や領収書などの保存と備付け、それから収支報告書とそれらの帳簿、領収書等との突き合わせということだと思われまうけれども、そういう理解でよいのか。そして、そういう監査人制度を新設しようという理由や必要性について伺いたいと思

います。

○衆議院議員（棚橋泰文君） お答えをいたします。

まず、登録政治資金監査人による政治資金監査は、委員御指摘のように、会計帳簿、領収書等が保存されていること、あるいは会計帳簿にその年の支出の状況が記載されており、会計責任者が会計帳簿を備えていること、収支報告書が、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が収支報告書に表示されていること、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は会計帳簿に基づいて記載していることの四点でして、政治資金適正化委員会の定める具体的な指針に基づいて行うこととなっておりますが、いずれも先生、委員御指摘のように、

書類が保存されているかどうか、それから書面の記載が整合的かどうかというような形式的なチェックをするというふうに理解しております。

多分、委員の御指摘の趣旨は、特に総務省に置かれる委員会の方で政治団体の政治活動の自由に関する何らかの形で影響があるんじゃないかという御指摘の、多分御疑問の御趣旨かなというふうに今御質問伺いながら御推測したんですが、政治団体が行った支出の中身がその政治資金の使い道として適当であるかどうか、これが総務省の中の委員会の方で決めるという話ではございませんで、支出内容についての評価や判断を総務省の委員会で行うわけではない。形式的な事項とはいえ、政治資金の透明度を高めると同時に政治活動の自由を確保するということを踏まえた上で、私は各党間でこのような形になったというふうに理解しておりますので、何とぞその点、御理解をいただければありがたいと思います。

○仁比聡平君 今の御答弁からしても、例えば領収書の多重計上といった支出状況の真実性といえますか、つまり領収書、帳簿、それから収支報告書の記載は突き合わされていると、形式的には、けれども、真実そのような支出がされたのかどうかというその問題については、監査の言わば対象外という理解なのかと思うんですね。

確認ですけれども、監査人にはそういった支出の真実性を見抜く責任、責務、これはないという考え方でよろしいわけでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 先生御指摘のとおりでございます。

○仁比聡平君 そうしますと、実際にその監査の過程で、この支出については領収書もあるし帳簿にも書いてあるし、したがって収支報告書にももう書いてあるんだけれども、支出そのものがおかしいのではないだろうか、もしかしたらこの領収書は虚偽なのではないだろうかという疑いを監査人が持ったり、あるいはもうこれは明らかに虚偽であるということに気が付いたりといった場合に監査人がどうするのかということについて、難し

い状況といえますか、複雑な状況が生まれるように私は思うんです。

そういった場合に、収支報告書そのものやあるいはその政治団体の会計処理の在り方そのものを正す責任が監査人にあるということになれば、それにそういった正す責任にふさわしい調査権限だとか、あるいは政治団体の方がいや違うと言っている、その収支報告書を訂正させる権限などを持つていないと監査人はその職責を果たせないということになりかねないわけですが、もしそういうことになると、先ほど提案者の方からもありましたけれども、政治活動の自由との関係でも難しい状況が生まれるのではないかと思います。

そういった複雑なやり方を持ち込むのではなくて、本来の基本理念に基づいて、言わばストレートに政治資金の収支を公開するということによって国民の不断の監視の下に置くべきなのではないかと私も考えているわけですが、提案者のお考えを聞かせていただきたいと思っています。

○衆議院議員(大口善徳君) これにつきまして、政党助成法の政党交付金における外部監査、これが現実今やっているわけですね。これは税金なわけですね。それについて公認会計士が監査をするわけですね。それについて公認会計士が監査をする仕事を今回も考えていると、こういうことではないかと。

そしてまた、監査マニュアルにつきましては、適正化委員会におきましてこのまたマニュアルを作らせていただいて、それに基づいてやるということでございます。監査人が、何と云いますか、偽造かどうかを判断するとかいうことはなかなかこれはその領収書を見て分かるものではないなと思っておりますけれども、そういうことを含めて監査マニュアルでいろいろ規定していくと。

また、いずれにしても、この政党助成法の政党交付金の扱いで現実に今行われておりますので、それに準じた形になると思います。

○仁比聡平君 そうはおっしゃっても、監査人が

現実に気が付いたとか疑いを持ったというような場合にどうするのかというのが今のお話でもよく分からないんですね。

今お話にありました法案十九条の三十に言う政治資金適正化委員会の所掌事務としての政治資金監査に関する具体的な指針なんですが、これには監査人がどこまでやれば法律上の義務を尽くしたというところになるのかといった内容もゆだねられるということになるんでしょうか。

○衆議院議員(棚橋泰文君) お答えをいたします。

今の御質問に関する登録政治資金監査人がどこまでの権限で監査するかという話ですが、基本的には先ほどお答え申し上げたように、まず形式的な事項についての監査である、内容について実質的な内容の監査には及ばないと、そういう理解しております。

○仁比聡平君 そうしますと、この規定ぶりだけではよく分からないんですね。具体的な指針ということになれば、そういった真実性の監査などもやるべきであるとか、その手法だとかというようになことも書き得るような感じもするんですけども、そういったものではないということでしょうか。

○衆議院議員(棚橋泰文君) この問題は各党の中で大衆議論をしていただいて、正に委員御指摘のように政治活動の自由を確保するというところ、政治資金の透明性をどこまで国民の信頼にこたえてきちんとやっていくということ、この二つをきちんとバランスを取りながら御議論いただいたと思っております。

この法改正自体の趣旨は、当然のことながら公開、特にいわゆる一円領収書も含めて一万円以下の領収書もというように、まず国民の皆様方にきちんとお見せするというのが大原則、その上でさらに、形式的事項とはいえ登録政治資金監査人がその形式的事項に関してはチェックをするという、私はそういうところで各党各会派の御議論がまとまったら、そのところは深い議論をしてい

ただいた上でここに落ち着いたんではないかというふうに思っております。

○仁比聡平君 監査人の登録についても確認をする時間がございませんけれども、これまでの勉強であれば、政治家と例えば顧問関係にある弁護士や税理士や公認会計士が、その国会議員関係政治団体の監査のために登録をして監査をするというところは妨げられないというふうに理解しております。ちょっとお答えいただけませんか。

○衆議院議員(大口善徳君) それは妨げられないということになります。

○仁比聡平君 登録にその裁量の余地があったりしてはならないのはもう当然のことです、団体の側が任意に監査人を選べるのはもちろん当然のことだということになると、ただ、独立した第三者のチェックというように言われるほどのものなのかというのは、やっぱり改めて疑問だということとを申し上げて、質問を終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

いわゆる何とか還元水に象徴される事務所費の問題、これは国民の政治に対する不信を大きく招いたわけでありまして、これを契機に政治資金規正法の改正について六党の協議が重ねられて成案を得られたことは、そのことについては敬意を表したいし、今日は発議者の皆さん方の大変な御努力に心から感謝をまた申し上げます、こう思います。

今回の改正案が丸々我が党の考え方と一致しているかというところではない、こういうところがあるわけでありまして、しかし、政治資金の透明化が一歩前進すると、とりわけ出の部分が透明化が一歩前進するという立場でこれは賛成をした、こう思っております。

そこで、大衆発議者の皆さん方御努力いただきましたけれども、それぞれの党派をしよっているわけですから少しづつ違いがあるという点で、余りそこ今度は突っ込んで話してもまた前の話に進みませんから、今日は私の方は総務大臣の見解を伺っていくというところに向けたと思うんで

すね。

そこで、今回の改正はいわゆる政治資金の出の部分に限定をされておるわけでありますが、しかし、この入りの話、これもまた今後の問題としては大変なことではないかと、こう思います。その入りの話で最もホットな例が、先般来この防衛商社の山田洋行のパーティー券の問題があるわけです。いろいろな委員会がこの問題が問題になりました。額賀財務大臣、つまり当時の防衛庁長官のこの団体から山田洋行がパーティー券を公開基準ぎりぎりの一回二十万円ずつ、調べてみますと四年二月で十三回購入をされていたということを私も額賀さんにお聞きをいたしました。

額賀さんの問題が違法だとか何かということと言っているんじゃないかと、ここはもうぎりぎりのところですから、もちろんのことそれは違法じゃないでしょう、合法でしょう。しかし、問題は、その中で明らかにしていることは、年に四回も朝食会を開かれて、百人前後で一回につき一千八百万円も、一千四百万円もお集めになっている。こういうことは御本人自身が認めておいでになるわけで、そういう格好でいくと、これでは一社が一回二十万円でも実質的にパーティー券の公開基準を超えていく。これを年に四回八十万円と、こういうことになっていくわけで、寄附金の方は一年合算で制限しているわけですから、パーティー券だからいいという話にならないんじゃないか。一年分合算で二十万円を超えたら公開をするというのが合理的だ、そういう法の趣旨ではないのかと、こういうふうにご考へるんですが、この点、大臣の見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(増田寛也君) お答え申し上げますが、今先生の方から政治資金の入りの関係ですね、この関係についてお話がございました。

以前、入りの関係について、今お話ございましたとおり、一件二十万円ということに引き下げられました。その上で今回の改正、いろいろ問題があったということ踏まえて、今度は出の方をいろいろ規制をしたわけでございします。したがって、またそうしたことを行った上で、入りの関係

についてまた、今先生御指摘のような御議論もまた出てくるということかもしれません。問題としては、そういうことも問題認識として私も持っているところでございます。

これは一つ、大連政党的、その他の政治団体の活動の在り方とかかわってくる問題でございます。で、やはり各党各会派、今回のような六党間の大変真摯な御議論ございましたけれども、そうしたものを踏まえて、よく私も考えていくべき問題というふうにも思っておりますので、私どもとしては、今回の出の関係についていろいろ改正ございましたことについて誠に、遺漏なきように対応していくということで今考えているところでございます。

○又市征治君 これからそういう問題も出てくるだろうと、こういうことであります。政党間でもっと協議してほしいとお話でありました。次に、政治家が一つで幾つもの政治団体を、これは自らが代表である政党支部を含めて使っているケースはたくさんあるわけでありまして、その一つ一つが適法な情報公開をしたとしても、国民にはどれとどれがどの政治家のものなのか分からないという、こういうことがあります。例えば、個人がある政治家の複数の団体に分けて寄附をしているという場合が多々あるわけでありまして、国民は、一人の政治家の資金の流れの全体像を、つまり連結一括公開を求めているんだらうと思ふんですね。このことについて、この資金全体を扱っている大臣の立場からいくと、この国民からの求められていることについてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(増田寛也君) ただいまの点でございますけれども、これは今回の六党の御議論の中でもいろいろ議論あったというふうにご承知をしております。そして、今お話がございましたとおり、収支報告書を連結するは合体系せる場合には、政治団体の具体の範囲をまずどこまでするかというのを明確に定めなければいけない問題もございしますし、そのための手続も含めた制度上の枠組みというものを新たに設ける必要があると、

こんなふうにご認識をしております。

したがって、そうした問題点をどういうふうにご克服していけばいいのかということは私もよくいろいろと、今後各党間の御議論になった場合も準備を整えておきたいというふうにも思っております。それから、今回六党間の協議の過程でいろいろ御議論された上で今の仕組みということとでございますので、私も、その今回の議論の経緯も十分踏まえつつ、また今後の議論に向けていろいろ勉強しておきたいというふうにご考へております。

○又市征治君 次に、今回規制の対象になるのは国会議員あるいは国会議員にならうとしている者ということ、それが代表を務めている政治団体ですね。

しかし、しよつちゅう言われるのは、秘書が、秘書が、秘書が、こういう話が出てくるわけでありまして、親族や秘書が代表になることで抜け道ができるんじゃないかと指摘、これまででもされてまいりました。今回残念ながらここまで入らなかったということなんですが、やはり法の趣旨に照らしますと、大臣、法の趣旨に照らして言うならば、やはり何らかのこれらのところも規制が必要になると思ふんですが、あなたも今決まっている法律の範囲内だけで答えられるからそこから出てこないんだけれども、大臣としてあるいは一政治家として、こうした国民の指摘についてどのようにお考へになつていくのか、見解があればお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) お答えを申し上げます。私も以前知事をしてございまして、地方政治家としてこうした政治団体も持つておりましたし、国民の目線というものは厳しく私も、常に受け止めておかなければならないというふうにも思っております。

今回、こうした政治資金規正法の関係の議論につきましては、やはり政治活動にかかわってくる非常に深い問題でございしますので、どうしても総務大臣の立場をいたしましては、今の現行法の範

囲の中であつたり、あるいは改正法の決められた範囲の中での御答弁ということになります。いずれにしても、そうした国民の目線というのは常にきちんと受け止めていくということが大変重要だと思ひますし、三年後の見直しの関係もございします。で、私も総務省としても、いろいろ今後の問題について勉強しておきたいというふうにも思ひます。

○又市征治君 最後にいたしますが、改正案では一件一万円以下の領収書の開示について、権利の濫用あるいは公序良俗に反する場合は例外と、こういうふうにごされております。しかし、この例外規定が独り歩きをして、この例外、つまり非公開の範囲が拡大することは法の趣旨にかなうものではないんだらうと、このように思ふわけでして、例外規定については具体的な例示を行つて限定列挙にして、原則公開の姿勢を、むしろ総務大臣の立場からいふならばこれは貫くべきじゃないのか、このように私は思ひますが、これは少し具体的にお答えになれるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) お答えを申し上げます。

今の御指摘いただきました点、今回設けられる政治資金適正化委員会の中で委員の皆さん方に御議論いただくということになりますので、その先生方にきちんと考えていただくということだといふふうに思ふわけでございします。しかし、今回の法改正の趣旨、それからこの場におきます議論、国会におきまして、御議論、それから経緯ですね、六党間で原則公開をする、こういう経緯もございました。そうしたことをきちんと、その委員となられる方、これは国会の方から御指名いただくわけでございします。その皆様方にお伝えをする、そしてその中で十分御議論をいただく、こういうことを考えているところでございます。

○又市征治君 短い時間でありましたが、是非、総務省の側はこの法改正の趣旨を、今大臣からもありました。しっかりと踏まえて適正に執行いただくように要請をして、終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○委員長(池口修次君) 他に発言もないようです
から、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○仁比聡平君 日本共産党を代表して、本改正案
に反対の立場で討論いたします。

本法案は与野党協議の合意に基づくものとされ
ていますが、我が党は、監査制度や適正化委員会
は導入すべきでないという観点から、実務者協議
の合意事項には同意できない旨を表明してしまし
た。にもかかわらず、法案は衆議院の倫理選挙特
別委員会提出法案とされ、十分な質疑が尽くさ
れないまま、本委員会でもわずか一時間余りの質
疑しか行わないのは極めて問題です。

政治資金の公開は、政治団体がその収支を公開
し、国民の不断の監視に置くことによつて国民の
判断にゆだねるというのが基本です。国会議員関
係政治団体に係る領収書の一円以上の原則公開の
ために、なぜ登録監査人による監査や第三者機関
の導入が必要なのでしょう。

法案は、国会議員関係政治団体が収支報告書の
提出に当たつて登録監査人による政治資金監査を
義務付けていますが、その監査は収支報告書の記載
内容と会計帳簿、領収書などを突き合わせるもの
にすぎず、監査人は収支報告書の記載内容の形式
的適正を確認するにすぎません。

結局、この政治資金監査は弁護士、税理士、公
認会計士という専門家のお墨付きを付けたいただ
けだとのそりを免れません。そのために適正化委
員会という新たな組織をつくり、そのための予算
をつぎ込むことは全く不必要であります。収支は
そのまま公開すればいいのであつて、監査人のお
墨付きが求められるものではありません。しかも、
今後監査のチェックを厳しくするなどという方向
になれば、それは政治活動の自由への介入になり
かねないという点を指摘しておきます。

また、収支報告書の提出に当たつて監査報告書
を義務付けたことを理由にして、その提出期限を

三月末から五月末に遅らせ、さらに収支報告書の
公開も現行の九月三十日から十一月三十日に遅ら
せたことは公開に逆行するものです。収支報告書
が提出されれば、速やかにインターネット等によ
つて公開するべきであります。

なお、政党交付金は税金を原資とした政治資金
そのものであり、受領政党の収入の大半を占めて
います。にもかかわらず、政治資金の支出におけ
るすべての領収書公開を義務付けながら、政党交
付金の支出の全面公開を今回の法改正の対象から
除外したことは極めて不可解であり、遺憾であり
ます。

最後に、政治と金をめぐる最も重要な問題であ
る企業・団体献金や政党助成の問題など、政治資
金の入りの問題を本格的に検討することが国民の
政治不信を払拭する上で不可欠であることを指摘
し、反対討論を終わります。

○委員長(池口修次君) 他に御意見もないよう
です。討論は終局したものと認めます。
これより採決に入ります。
政治資金規正法の一部を改正する法律案に賛成
の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(池口修次君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十七分散会

十二月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、政治資金規正法の一部を改正する法律案
(衆)

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三章 公職の候補者に関する資金管理団体の届出等
第一節 国会議員関係政治団体に係る資金管理団体の届出等
第二節 登録政治資金監査人
第三節 政治資金監査人

政治資金規正法目次中「第三章 公職の候補者に関する資金管理団体の届出等」を
政治資金監査人
金適正化委員会
に改める。

第六条第一項中「あつては、」を「あつては」に改
め、「された日」の下に、「第十九条の七第一項第
二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組
織され又は新たに政治団体となつた団体にあつて
は第十九条の八第一項の規定による通知を受けた
日」を、「ときはその旨の下に、」当該政治団体が
第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政
治団体であるときはその旨及びその代表者である
公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が
同項第二号に係る国会議員関係政治団体である
ときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該
公職の候補者に係る公職の種類を加え、同条第
三項中「告示」を「公表」に改める。
第七條第一項中「異動の日」の下に「第十九条の
七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該
当したとき又は当該国会議員関係政治団体に該
当しなくなつたときにあつては、第十九条の八第
一項又は第二項の規定による通知を受けた日」を加
え、「同条第一項」を「第六條第一項」に改める。
第七條の二第一項中並びに当該を、「当該に
改め、「その旨」の下に、「当該政治団体が第十九
条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
であるときはその旨及びその代表者である公職の
候補者に係る公職の種類並びに当該政治団体が同
項第二号に係る国会議員関係政治団体であるとき

はその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公
職の候補者に係る公職の種類を加え、「告示」を
「都道府県の公報又は官報への掲載、インター
ネットの利用その他の適切な方法により公表」に
改め、同条第二項中「告示」を「公表」を都道
府県の公報への掲載により行つたに、「当該告
示」を「当該公報」に改め、同条第三項中「告示」を
「官報への掲載、インターネットの利用その他の
適切な方法により公表」に改める。
第九條第一項第二号中「及び第十七条」を、「第
十七條、第十九條の十一、第十九條の十三及び第
十九條の十六」に改める。
第十一條第二項中「領収書等」の下に「振込みの
方法により支出したときにあつては、金融機関が
作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額
及び年月日を記載したもの(以下「振込明細書」と
いう。))を加える。
第十二條第二項中「領収書等の写し」の下に「当
該領収書等を複写機により複写したものに限る。
以下同じ。」を、「年月日を記載した書面」の下に
「第十九條の十一第一項において「領収書等」を徴
し難かつた支出の明細書」という。を加え、「並
びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて
当該支出の金額及び年月日を記載したもの」の写
しを「及び振込明細書の写し(当該振込明細書を

複写機により複写したものに限る。以下同じ。』に改める。

第十六条第一項中「及び領収書等」を「領収書等及び振込明細書」に改める。

第十七条第三項中「告示」を「都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第四項中「告示をした」を「公表を都道府県の公報への掲載により行つた」に改める。

第十八条第一項中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に、「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、政治団体の支部が第十九条の七第二項に規定する政党の支部であるときは、当該政治団体の支部は、第六条及び第六條の三から第七條の二までの規定の適用については、それぞれ一の第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなす。

第十八条の二第二項中「あつては、」を「あつてはに改め、『された日』の下に、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日」を加える。

第十九条の二第二項中「告示」を「都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第二項中「告示をした」を「公表を都道府県の公報又は官報への掲載により行つた」に、「当該告示を」当該都道府県の公報又は官報」に改める。

第十九条の五の二中「資金管理団体の」を「資金管理団体（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体であるものを除く。）の」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 国会議員関係政治団体に関する

第一節 国会議員関係政治団体に関する特例等

特例

（国会議員関係政治団体）

第十九条の七 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体、政党及び第五條第一項各号に掲げる団体を除く。をいう。

一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

二 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十号）第四十一条の十八第一項第四号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

2 この節の規定（これに係る罰則を含む。）の適用については、政党の支部で、公職選挙法第十二条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ一の前項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなす。

（国会議員関係政治団体に係る通知）

第十九条の八 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、前条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体があるときは、当該政治団体に對し、文書で、同号に係る国会議員関係政治団体に該当するため第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした者は、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなつたときは、当該政治団体に對し、文書で、前条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなつたため第七條第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

3 前二項の文書の様式は、総務省令で定める。

（国会議員関係政治団体に係る支出の手続）

第十九条の九 国会議員関係政治団体の会計責任者又は国会議員関係政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該国会議員関係政治団体のために支出をした者に係る第十一條の規定の適用については、同条第一項中「一件五万円以上のすべての支出」とあるのは「すべての支出」と、同条第二項中「一件五万円以上の支出」とあるのは「支出」とする。

（国会議員関係政治団体の報告書の記載等）

第十九条の十 国会議員関係政治団体第十二條第一項又は第十七條第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五までにおいて同じ。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行つた第十二條第一項及び第二項又は第十七條第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二條第一項及び第十七條第一項の規定の適用については、第十二條第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同条第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費の支出）」と、「五万円以上」とあるのは「一万円を超える」と、第十七條第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

（国会議員関係政治団体に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書等の作成）

第十九条の十一 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行つた支出のうち領収書等を徴し難い事情があつたものについては、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあつては、第十二條第二項の当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し

難かつた支出の明細書等」という。）を作成しななければならない。

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六條第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」とする。

（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用）

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一條、第十九条の十において読み替えて適用する第十二條第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十六條第一項の規定は、第六條第一項又は第七條第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第十九条の十三 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二條第一項又は第十七條第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人（以下この条及び次条において単に「登録政治資金監査人」という。）の政治資金監査を受けなければならない。

2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されて

おり、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

3 登録政治資金監査人は、第一項の政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。

4 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。

5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

6 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第三十二条第二項(同法第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、適用しない。

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十四 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、前条第三項の規定により登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用した報告書の提出)

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び前条の規定による政治資

金監査報告書の提出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織(第三十二条の二において単に「電子情報処理組織」という。)を使用し行うよう努めるものとする。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書の写しの開示)

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書の写しに係る支出以外の支出に係る領収書の写し(以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書の写しについては、この限りでない。

2 前項の規定による開示の請求(以下この条において「開示請求」という。)は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目ごとに区分してしなければならない。

3 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「開示請求書」という。)を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 開示請求に係る国会議員関係政治団体の名称並びに少額領収書の写しに係る支出がされた年及び第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目

4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この条において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときはを除き、当該開示請求があつた日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書の写しの提出を命じなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があつた日から二十日以内に、総務省令で定めるところにより、当該命令に係る少額領収書の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る少額領収書の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書の写しと同一の少額領収書の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すれば足りる。

7 第五項の規定による命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、前項に規定する期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう求めることができる。

8 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定により期間の延長を求めるときは、第六項に規定する期間内に、延長を求めるときは、その理由その他総務省令で定める事項を記載した書面をもつてしなければならない。

9 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第七項の規定による期間の延長の求めがあつたときは、第六項に規定する期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書の写し(同項ただし書に規定する同一の少額領収書の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書の写し(当該少額領収書の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。))を開示しなければならない。

11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書の写しの提出があつた日(第五項の規定による命令に係る少額領収書の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日)から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

12 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく、開示請求に係る少額領収書の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

一 当該開示請求が第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき。

二 第六項ただし書の規定により、国会議員関

係政治団体から第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があったとき。

13 第十一項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

14 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内にそのすべてについて第十一項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの少額領収書等の写しについては相当の期間内に当該決定をすれば足りる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第十一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由
二 残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限

15 少額領収書等の写しの開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

16 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第五項の規定による命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

17 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第六項の規定により提出された少額領収書等の写しについて、これに係る第十二条第一項の報告書を保存すべき期間保存しなければならない。

18 第六項の規定により提出された少額領収書等の写し(その写しを含む。)については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は都道府県情報公開条例(都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例をいう。)の規定は、適用しない。

19 開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用する。

21 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定(以下この条において「開示決定等」という。)の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する決定の取消しを求める訴訟(次項において「少額領収書等開示訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)に係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受ける

べき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

22 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

(政治団体の支部に係るこの節の規定の適用)
第十九条の十七 政治団体(政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この節の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。

第二節 登録政治資金監査人

(登録)

第十九条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

一 弁護士
二 公認会計士
三 税理士

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第二十六条の六又は第二十六条の七の罪を犯し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくつた日から三年を経過しない者
二 第十九条の二十二第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

(登録政治資金監査人名簿)
第十九条の十九 登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会に備える。

2 登録政治資金監査人名簿の登録は、政治資金適正化委員会が行う。

3 政治資金適正化委員会は、総務省令で定めるところにより、第一項の登録政治資金監査人名簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製することができる。

(登録の手続)

第十九条の二十 第十九条の十八第一項の登録を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、同項に規定する事項を記載した登録申請書を、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 政治資金適正化委員会は、前項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、申請者が第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)であるときは、遅滞なく登録を行い、申請者が同条第一項各号のいずれにも該当しない者であるときは又は同条第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、登録を拒否しなければならない。

3 政治資金適正化委員会は、前項の規定により登録政治資金監査人名簿に登録したときは当該申請者に登録政治資金監査人証書を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更登録)

第十九条の二十一 登録政治資金監査人は、第十九条の十八第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

(登録の取消)

第十九条の二十二 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録を受けた者が、第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者であること又は同条第二項各号のいずれにも該当しないことについて、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第十九条の二十第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、その登録を取り消さなければならない。

2 政治資金適正化委員会は、前項の規定により登録を取り消すときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(登録の抹消)

第十九条の二十三 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人が次の各号のいずれかに該当するときは又は本人から登録の抹消の申請があつたときは、遅滞なく当該登録を抹消しなければならない。

一 第十九条の十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

二 第十九条の十八第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

2 登録政治資金監査人が前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、政治資金適正化委員会にその旨を届け出なければならない。

(登録及び登録の抹消の公告)

第十九条の二十四 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録をしたとき及びその登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録を抹消した場合にはその事由を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法

により公告しなければならない。

(登録政治資金監査人証票の返還)

第十九条の二十五 登録政治資金監査人の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、登録政治資金監査人証票を政治資金適正化委員会に返還しなければならない。

(登録の細目)

第十九条の二十六 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、登録政治資金監査人名簿、登録政治資金監査人証票その他登録に関する細目については、総務省令で定める。

(登録政治資金監査人の研修)

第十九条の二十七 登録政治資金監査人は、総務省令で定めるところにより、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとする。

2 政治資金適正化委員会は、前項の研修を修了した者について登録政治資金監査人名簿に当該研修を修了した旨を付記するとともに、当該研修を修了した者に対しその旨を証する書面を交付しなければならない。

3 政治資金適正化委員会は、第一項の研修を受ける登録政治資金監査人から実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収することができる。

(秘密保持義務)

第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三節 政治資金適正化委員会

(設置)
第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委

員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十九条の三十 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。

二 登録政治資金監査人の登録に関すること。

三 登録政治資金監査人に係る研修を行うこと。

四 政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。

五 登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと。

六 第十九条の十六第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。

七 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づき命令に基づき委員会に属させられた事務

2 委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる。

(組織)

第十九条の三十一 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第十九条の三十二 委員は、学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命する。

2 前項の指名に当たつては、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上とならないようにしなければならない。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、新たに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基づいて任命されるまでの間、なお在任するものとする。

5 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつた場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、国会の同意を得て、これを罷免することができる。

6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十九条の三十三 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて委員のうちからこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十九条の三十四 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(資料の提出その他の協力)

第十九条の三十五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて政治資金に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)
第十九条の三十六 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十九条の三十七 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条第一項中「九月三十日」を「十一月三十日」に改め、同条に次の一項を加える。

4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。

第二十条の二の見出し中「閲覧を」を「閲覧等」に改め、同条第一項中「による報告書」の下に、「第十二条第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。第三十二条第三号において同じ。)」を、「含む」の下に、次項において同じを、「書面」の下に並びに第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書を加え、同条第二項中「又は書

面」を、「第十四条第一項の規定による書面又は政治資金監査報告書」に改め、「閲覧」の下に「又は写しの交付」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により、総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二十条の三第一項中「平成十一年法律第四十二号」を削る。

第二十四条第一号中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改め、同条第四号中「第十六条第一項」の下に「(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「又は領収書等」を、「領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に改め、同条第五号中「第十六条第一項」の下に「(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「又は領収書等」を、「領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書」に改める。

第二十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第十九条の十四の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者

第二十五条第一項第二号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第二十六条の五の次に次の二条を加える。

第二十六条の六 第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「報告書」の下に、「書面(第十二条第二項の規定によるものに限る。)」及び政治資金監査報告書を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号を同

条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に要する費用

第三十二条の三中「(昭和三十三年法律第二十六号)」を削り、同条を第三十二条の四とする。

第三十二条の二中「(第十六条)」の下に「(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条を第三十二条の三とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例)

第三十二条の二 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項、第十二条第一項若しくは第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項、第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第四項、第十八条第四項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、電子情報処理組織を使用して行うときは、これらの規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。

第三十三条の二第一項第一号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、「第十九条の二」の下に、「第十九条の十六」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章の次に一章を加える改正規定中第三章の二第二節及び第三節に係る部分、第二十六條の五の次に二条を加える改正規定中第二十六條の七に係る部分並びに附則第十四条から第十七条までの規定

から第十七条までの規定 平成二十年四月一日
二 第六条及び第七條第一項の改正規定、第七條の二第一項の改正規定(国会議員関係政治団体の届出に関する部分に限る。並びに第十九条の五の二の改正規定 平成二十年十月一日

(任命のために必要な行為)
第二条 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。第十九条の三十二第一項の規定による政治資金適正化委員会の委員の任命のために必要な行為は、前条第一号に定める日前においても行うことができる。)

(国会議員関係政治団体の届出に関する経過措置)
第三条 新法第十九条の八第一項及び第二項の規定は、附則第一条第二号に定める日の前日まで

の間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に定める日から平成二十年十二月三十一日までの間における新法第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体(同条第二項の規定により同条第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされるものを含む。に係る新法第六條第一項及び第七條第一項の規定の適用については、これらの規定中「七日以内」とあるのは、「平成二十年十二月三十一日まで」とする。

(領収書等の写しに関する経過措置)
第四条 新法第十二條第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年以後の年に係る同条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき領収書等の写しについて適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る新法第十二條第一項の規定による報告書及び施行日前にこの法律による改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第十七條第一項の規定により同項の報告書を提

出すべき事由が生じた場合における当該報告書に併せて提出すべき領収書等の写しについては、旧法の規定の例による。

(国会議員関係政治団体に係る領収書等の徴収に関する経過措置)

第五条 新法第十九条の九において読み替えて適用する第十一条及び第十九条の十一の規定は、平成二十一年一月一日(以下「適用日」という。)以後の支出について適用し、適用日前の支出については、旧法の規定の例による。

(国会議員関係政治団体に係る報告書の記載及び提出に関する経過措置)

第六条 新法第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項及び第十七条第一項、第十九条の十三並びに第十九条の十四の規定は、適用日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び適用日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載及び提出について適用する。

2 適用日の属する年の前年以前の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書並びに施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合及び施行日以後適用日前に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載及び提出については、旧法の規定の例による。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する経過措置)

第七条 新法第十九条の十六の規定は、適用日の属する年以後の年に係る同条第一項に規定する少額領収書等の写しの開示について適用する。

(収支報告書の要旨の公表に関する経過措置)

第八条 新法第二十条第一項の規定は、適用日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書の要旨の公表について適用し、適用日の属する年の前年以前の年に係る同

項の規定による報告書の要旨の公表については、旧法の規定の例による。

(収支報告書等の写しの交付等に関する経過措置)

第九条 新法第二十条の二第二項(写しの交付に関する部分に限る。)及び第三項並びに第三十二条の三(この法律による改正に係る部分に限る。)の規定は、適用日の前日までの間は、適用しない。

(電子情報処理組織の使用に関する経過措置)

第十条 新法第十九条の十五及び第三十二条の規定は、平成二十一年十二月三十一日までの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びに附則第四条、第五条及び第六条第二項の規定により旧法の規定の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の項第一号イ中「第十八条第四項を『第十八条第五項』に改め、『第十九条の二』の下に、『第十九条の十六』を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第七十号の次に次の一号を加える。
七十の二 政治資金適正化委員会の委員

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十二号(二)の次に次のように加える。

(二) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の(登録)の登録政治資金監査人の登録

(総務省設置法の一部改正)

第十六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第二十二条の見出しを「(設置)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、政治資金適正化委員会とする。

第二十三条を次のように改める。

(中央選挙管理会)

第二十三条 中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第三章第三節中第二十三条の次に次の一条を加える。

(政治資金適正化委員会)

第二十三条の二 政治資金適正化委員会については、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十七条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条のうち総務省設置法第二十二條第二項の改正規定中「第二十二條第二項」を「第二十三條」に改める。

(検討)

第十八条 新法の規定については、国会議員関係政治団体に係る収支報告等の特例制度の実施後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、収支報告等の特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、政治資金適正化委員会関係、収支報告書の形式審査及び情報公開対応関係について、平年度約十三億円の見込みである。

登録件数 一件につき一万五千円

平成十九年十二月二十七日印刷

平成十九年十二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A